

議会改革推進会議「検討部会」会議録

平成25年7月26日

亀山市議会

議会改革推進会議「検討部会」会議録

- 1 開催日時 平成25年7月26日(金) 午前10時00分～午前11時58分
- 2 開催場所 第1委員会室
- 3 出席会員
部会長 竹井道男
副部長 服部孝規
部会員 尾崎邦洋 中崎孝彦 森美和子
鈴木達夫 宮崎勝郎
会長 櫻井清蔵
副会長 前田稔
- 4 欠席会員 なし
- 5 事務局 浦野光雄 渡邊靖文 松村大新山 さおり
- 6 案件
1. 第12回検討部会の確認事項について
2. 議題
①検討課題(区分A)の現状分析について
②取り組みの優先順位について
3. その他
- 7 経過 次のとおり

午前10時00分 開 会

○部会長（竹井道男君） おはようございます。

ちょっと蒸し蒸しとした日ですけれども、第13回の検討部会、大変お忙しい中を集まってくまきて、ありがとうございます。

ちょっと議長が若干おくれるというふうに報告をいただいておりますので、定刻になりましたので開催をさせていただきます。

それでは、事項書に沿って第13回検討部会を開会させていただきます。

まず第12回の検討部会の確認事項について、事務局より報告をお願いします。

渡邊室長。

○議会事務局員（渡邊靖文君） まず1番目といたしまして、マネジメントサイクルの視点から、新たに議会基本条例の条文ごとに課題を抽出いたしました議会基本条例に伴う検討課題について、平成25年度版につきましては、その着手時期について25年度中に検討、26年10月までに検討、または随時検討、この3つにランクづけをいたしまして、それをご確認いただきました。

2番目といたしましては、課題の検討の進め方といたしまして、各課題ごとにカルテを作成いたしまして、検討経過を積み上げて整理していくということを確認いただきました。参考までに、24年度末までに行いました3つの検討経過をカルテに記入いたしまして、お配りをさせていただきました。以上でございます。

○部会長（竹井道男君） 12回の確認事項としては、議会基本条例を制定したときに議長に提出をいたしましたあり方等検討特別委員会の答申の対応が大体終わりましたので、24年度末で一旦それを打ち切ると。それで、新たに25年度からまた新たな取り組みを行うということで、皆さんのほうに検討課題の25年度版を配付させていただきました。その中に、25年度と26年度が随時取り組むということで、A・B・Cの区分を入れたものをお配りさせていただきました。それからどういう方向でやるのかということで、これまでみたいに条例を見ながら、検討課題を見ながら一個一個議論するのではなくて、一個一個抽出をして、カルテみたいなものを作成して取り組むということで、サンプルのほうをお出しさせていただきました。

その2点が、12回の検討部会の確認事項です。よろしゅうございますか。

（「はい」の声あり）

○部会長（竹井道男君） それでは、きょうの議題に入らせていただきます。

まず議題の1として、検討課題（区分A）、Aというのは、25年度中に検討を行いたいというものでございます。これのカルテを事務局のほうで作成をいたしましたので、お手元のほうにお配りをしてありますので、その内容について、まずご報告をさせていただきます。

渡邊室長。

○議会事務局員（渡邊靖文君） それでは、お手元の資料をごらんいただきたいと思います。

検討課題（区分A）につきましては、全部で13項目ございました。それぞれ現状分析のところを中心に案として記入をさせていただいておりますので、ご説明させていただきます。

まず初めに、第4条の議会運営の原則の関係でございまして、検討課題といたしましては、監視及び評価をどのように行っていくのかということで、具体的な検討内容といたしましては、通年議会の調査でございます。

この現状といたしましては、議会は市長が招集する。これは地方自治法に規定されております。

また、議長または議員定数の4分の1以上の者は、市長に対し臨時会の招集を請求できる。これは、執行部からの議案がない場合等でございますが、これも自治法に規定をされております。

それから、亀山市議会の定例会の招集回数は、毎年4回とする。これは、条例で規定をされております。

続きまして、亀山市議会の定例会は、毎年3月、6月、9月及び12月に招集する。ただし、都合によりこれを変更することができる。これは、規則で規定をしております。

これは、21年の5月に、この規則の一部改正を行いまして、このただし書きの部分「都合により変更できること」が追加をされております。これ以後、特に会期が長くなります予算の3月や決算の9月は、その前の月の後半から開会をするようになってございます。

それから、地方税法等の一部改正に伴う市税条例の改正が3月31日付で専決処分されることが多く、承認のみで議論ができないということがございます。

それから、定例会以外で議会の議決すべき事件について、特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことを理由に、市長の専決処分が行われている。

それから、定例会の回数を年1回とし、会期を通年とする通年議会を導入する議会が出てきた。例といたしまして、三重県議会、四日市市議会でございます。

後ろに資料1といたしまして、三重県議会検討資料ということで、通年議会の検討課題等の内容が4ページにわたって添付してございます。

それから、通年議会は、地方自治法第179条第1項の規定に基づく専決処分や、災害などの突発的な事件、緊急の行政課題に対応が可能でございます。

そして、来月6日でございますが、当議会運営委員会が大津市議会を行政視察、テーマは通年議会ということで予定をしております。

下段といたしましては、地方自治法第101条の、地方公共団体の議会は、地方公共団体の長がこれを招集するというので、その内容を添付してございます。

続きまして、2つ目の項目のほうへ移ります。これも、第4条の議会運営の原則の関係でございます。

検討課題といたしましては、議会からの審議会委員への派遣の取り扱いについてということで、主な検討内容といたしましては、派遣廃止後の各審議会内容の議会での把握、関連団体との議論の場の設置ということでございます。

現状でございますが、1月10日の執行部からの議会が議員を派遣しないということに対しての検討結果意見書に対して、議会の意見を送付してございます。それに対し、1月29日付で市長より議会の意見を基本的に尊重するという旨の回答がございました。

続きまして、議員を派遣しないこととしたことから、審議会等の運営に関しチェックできないため、議会として関与する場を設置するため、亀山市農業再生協議会、農業振興地域整備促進協議会、国民健康保険運営協議会、土地開発公社、亀山市行政改革推進委員会、亀山市社会福祉協議会の6つの団体について、正・副委員長会議を4月に開催いたしまして、そこで所管する委員会を決定いたしました。

総務委員会では亀山市行政改革推進委員会、教育民生委員会では国民健康保険運営協議会と社会福

祉協議会、産業建設委員会では農業再生協議会と農業振興地域整備促進協議会、土地開発公社という形で決定いただきました。

国民健康保険の運営協議会につきましては、条例改正の議案に関連する内容でございます。

また、他の5つの委員会等は、議案とは関係がなく、チェックできないため、議会として議論の場を設置できないかということがございます。

3月定例会では、土地開発公社、社会福祉協議会、地域社会振興会、シルバーから事業計画及び予算書が提出されております。6月定例会では、この4団体から事業報告と決算書が提出されております。これまで外郭団体については、議会で議論できなかったということがございます。

ページをもう1回戻っていただきまして、議論する内容ということで、これまでの委員派遣での議論がなくなったことで、議会として関与できるようにしたいということがございます。

対応の内容といたしましては、正・副委員長会議で議論をいたしました。各常任委員会において、各団体との議論の場について協議をいただいております。その結果、まず産業建設委員会が、来月の20日に農業振興地域整備促進協議会と意見交換を行う予定でございます。それから、教育民生委員会が、8月27日に国民健康保険運営協議会の関係で担当部の部長、室長等と意見交換を予定してございます。

次に3つ目でございますが、検討課題といたしましては、これも第4条、議会運営の原則関係でございますが、市民の傍聴の意欲を高める議会運営とはということで、具体的な検討内容としまして、予算決算委員会の審査を1階のロビーのテレビで放映できないかということでございます。

現状といたしましては、ケーブルテレビにより平成16年から一般質問の生中継と録画放送を開始し、現在では、全ての本会議の生中継と録画を放送しております。

平成22年9月から、決算委員会のインターネットによる録画配信を開始いたしました。

23年3月からは、予算委員会のインターネットによる録画配信を開始してございます。

1階ロビーにおきましては、ケーブルテレビで放映している本会議の生中継は視聴できるが、この予算決算の委員会はケーブルテレビの放映がないので、今現在は視聴はできません。

委員会室で撮影しておりますハンディーカメラと1階ロビーのテレビの間を直接配線すれば視聴が可能となります。

また、委員会室のハンディーカメラと議場傍聴席にございますカメラ設備、これは議場のカメラ設備ですが、これを配線すれば、ケーブルテレビを通じて生放送をすることによって、ロビーでも視聴が可能になりますということでございます。

続きまして4番目でございますが、これも第4条、議会運営の原則の関連でございまして、機能が十分に発揮できる委員会のあり方とはということで、具体的な検討内容といたしましては、委員会視察報告書のホームページへの掲載ということでございます。

現在、各委員会の行政視察の報告は各委員が提出し、委員会で報告書としてまとめ、議長に提出していただいております。そして、議会だよりにも各委員会の視察内容を掲載しております。ただし、文字数の制限等があることから、事務局で調整を行っております。また、各委員会の報告書の内容が、委員間で確認されているのか、また所属委員に配付されているのかという問題がございます。

議論する内容といたしましては、各委員会の報告内容と掲載範囲について、また各委員会の報告書の内容、これは質と量を合わせるということについてということが考えられます。

続きまして、5番目でございます。

基本条例第5条、議員の役割、責務等の関連でございますが、議会申し合わせ等の確認についてということで、これにつきましては、現在、事務局にて見直し作業中でございます。

現状といたしましては、議員の皆様は、一番新しいのが平成22年11月に亀山市議会要覧を配付させていただいております。事務局におきまして、過去の代表者会議や議会運営委員会等で決定した事項の洗い出しを行っておりまして、申し合わせ事項等を確認するなど、現在リニューアル作業中でございます。

議論する内容といたしましては、条例、例規等との関連でございます。

続きまして6番目でございますが、第8条、市民の参画ということで、広報機能（ホームページ）の充実ということでございます。

検討内容といたしましては、ホームページの内容について、平成25年度検討をしております。

現状でございますが、平成15年、市議会にホームページを開設いたしました。

そして、平成21年2月にCMSを導入しております。

23年12月、議会だより編集委員会を、議会だよりの発行だけでなく、議会報告番組「こんにちは！市議会です」の監修、広聴機能の充実を図るため、広聴広報委員会に改めております。

平成25年4月、広聴広報委員会規程を制定いたしまして、広聴広報委員会を正式な委員会として会議規則に位置づけております。

現在の市のホームページは、平成27年1月に更新を予定しておりますので、広聴広報委員会の研究テーマとして議論をしております。委員会としてデザイン、構成、情報量等をまとめて、予算要求時期までに執行部に提案することとしております。

また、ホームページ更新の基礎資料とするため、議員の皆様はアンケートをお願いいたしまして、全協の日に全て集めさせていただきまして、現在集計中でございます。

議論する内容といたしましては、広聴広報委員会のほうに委ねることとしております。

対応内容といたしましては、最終報告を議会改革推進会議で行うとしてございます。

次に7番目でございますが、議会報告会の開催でございます。

これも第8条、市民の参画の関係でございます。

検討内容といたしましては、6項目上げてございます。

情報及び意見を交換することができる場の開催方法の検討と開催要領の作成、原案は作成済みでございます。

報告内容は、「こんにちは！市議会です」を活用できないか。

3つ目、議会報告会は、議会からの報告という目的と市民からの意見を聞くという目的、広聴広報機能の2つがございます。

4つ目、広報機能としては、議会だよりや議会報告番組「こんにちは！市議会です」があります。

5つ目、広聴としては、所管事務調査において市民または団体との意見交換を行っているが、議会全体での広聴機能の検討が必要。

6番目、新たな広聴として、市民アンケートの実施の検討。

以上でございます。

現状といたしましては、議会のあり方等検討特別委員会において、議会報告会の扱いを議論した結

果、2ステップ論とし、すぐに議会報告会を開催するのではなく、委員会機能を強化して各常任委員会における所管事務調査活動としてテーマを掲げ、市民との協議を行い、市長に政策提言を行うことといたしました。

平成23年から各常任委員会において所管事務調査をスタートさせ、必ず関係する市民（団体）との意見交換会を開催することとしております。

議会報告会の前段といたしまして、平成23年9月定例会から広聴広報委員会監修によります議会報告番組「こんにちは！市議会です」を放送しております。これは、ケーブルとインターネットで放映をしております。

また、来月7日に議会運営委員会で、議会改革度全国1位になりました京都府京丹后市議会の視察を予定しております。

ページ戻りまして、議論する内容でございますが、今後の方向性ということで、意見交換につきまして、フリーテーマ型にするのか、政策テーマ型にするのか。また、市民参加について、3つ目として、市民アンケートの実施についてが議論する内容として上げてございます。

続きまして、8つ目でございますが、これも第8条、市民の参画の関係で、公聴会制度及び参考人制度についてでございます。

検討内容は、運用方法の検討でございます。

現状といたしましては、委員会においては公聴会、参考人制度を条例で規定しております。

次に、地方自治法の一部を改正する法律によりまして、本会議においても公聴会の開催、参考人の招致をすることができるようになりました。それで、今回、3月定例会におきまして、会議規則を一部改正し、本会議においてこの制度を活用できることといたしました。公聴会開催要綱や参考人意見聴取要綱が未整備であります。

議論する内容といたしましては、公聴会開催要綱や参考人意見聴取要綱を事務局案作成後、内容の確認ということと、もう1点、請願審査時の請願者の意見陳述についての可否についてということでございます。

次のページには、公聴会開催の手続ということで委員会条例と会議規則が抜粋をしております。

次に9番目でございます。

これも第8条、市民の参画でございますが、検討課題としては、議案への賛否の公開について。

検討内容としては、ホームページへの公開の運用の方法の検討ということでございます。

現状としましては、現在、議会だよりにおいて、全ての議案について賛否状況を議員ごとに掲載をしております。これは21年8月からでございます。

本会議の採決については、全て原則起立採決といたしました。これは24年6月からでございます。

採決時には、議場のカメラにて全員の賛否状況が確認できるよう撮影し、その映像をケーブルテレビやインターネットで配信しております。

採決時に起立しない場合は反対とみなすことを議会運営委員会で確認いただいております。25年6月でございます。

過去に起立採決において何人立っていたのか、情報公開請求がありました。議長は、起立多数か起立少数を宣言するが、数は数えません。賛否を明確にするため、カメラでゆっくり撮影をしております。

平成25年6月定例会の採決時に、議案名がわかりづらく、一部誤解がございました。例といたしまして、請願の採決時でございます。

議論する内容といたしましては、議案の取り扱いについて、それからホームページへの賛否の公開の掲載の有無についてでございます。

対応内容といたしましては、採決時のふぐあいの内容を確認後、議会運営委員会へ、また検討部会で方向性が出れば、代表者会議へということでございます。

続きまして10番目でございますが、第9条、議会及び議員と市長等との関係ということで、検討課題といたしましては、反問できるものの範囲、反問できる内容、回数を明確化ということでございます。

検討内容といたしましては、これらの取扱要領の作成でございます。

現状では、反問権の行使について、本会議及び委員会の次第のマニュアルは作成済みでございます。

これまで平成22年9月定例会の一般質問で1回、平成22年9月定例会の決算特別委員会で1回、平成24年9月定例会の予算決算委員会で1回行使されてございます。市長が2回、教育長が1回でございます。

議論する内容につきましては、事務局で取扱要領の作成後に議論していただきたいと思っております。

次に11番目でございますが、第10条、市長の提案説明の関係でございます。

検討課題といたしましては、議決を要しない計画等への議会の意見反映をどうするかでございます。

具体的な検討内容といたしましては、委員会協議会の活用、10年以上の計画、実施計画以外の予算計上前の新規事業、既存政策の大幅な転換があった場合についてでございます。

現状といたしましては、市長が提案する重要な政策について、その定義がこの検討部会で昨年整理をされました。市の各種計画について、平成25年5月から所管事務概要の資料として提出させ、当該年度に策定・改定するものについては説明をさせ、その時期等を把握できるようにいたしました。

議論する内容といたしましては、パブリックコメントを実施する計画への関与についてということで、委員会としての意見が出せないかということでございます。

次に12番目でございますが、これも第10条、市長の提案説明の関係で、検討課題といたしましては、予算内示会の場の検討でございます。

具体的な内容といたしましては、全員協議会の場以外の検討や、議場の利用についての検討でございます。

現状といたしましては、平成24年度まで、予算内示会は全員協議会終了後開催しており、会議の位置づけが不明確でありました。また、内示会の招集者が議会なのか、また執行部側が説明ということとなっているのか、この辺がちょっと不明確ということもございました。

25年2月からは、全員協議会において市長報告の一つとして当初予算の説明を受けております。

平成24年3月、予算決算委員会を設置しております。

全員協議会規程の中で、協議事項として、議会への提出予定議案で、市長が特に事前説明を必要とするものを規定しております。

市長が提案する重要な政策について、その定義が整理をされました。

議論する内容といたしましては、予算内示会の位置づけが不確定なため、予算決算委員会で対応できないかということでございます。

対応の内容といたしましては、方向性の確認後、議会運営委員会で対応ということでございます。

最後、13番目でございますが、第19条、議会改革推進会議の関係でございまして、検討課題は議会改革推進会議規程の改正でございます。

検討内容といたしましては、総会の開催の見直しということで、毎年10月をめぐり1年間の総括の報告を総会で報告できないかということでございます。

現状といたしましては、23年8月に推進会議と検討部会を設置し、以後、推進会議は5回、検討部会は12回開催しております。

推進会議の会議は、規程により、必要に応じ会長が招集となっております。

議論する内容といたしましては、年間活動の報告の場として、年1回の総会を10月をめぐり開催できないかということでございます。

対応内容は、規程の一部改正でございます。

以上でございます。

○部会長（竹井道男君） ちょっと長時間にわたって全部報告をいたさせましたので、これから少し、一応考え方としては現状分析は大体しておきましたが、議論する内容とか対応内容は、わかる範囲の中だけ今入っております、まだまだ詳細にわたっては詰め切れておりませんので、とりあえず現状分析の中で、それから議論する内容も一部、これまでの経緯の中からわかっている範囲のものについては入れましたので、今後、議論する内容、対応する内容については、また皆さんのほうの意見を頂戴することになろうと思います。

そこまで今入りますと、ちょっと13項目あって大変ボリュームが多いものですから、1項目ずつ現状分析と議論する内容があれば、その部分で確認があったりご意見があったり、またこういう方向性も必要じゃないかというふうなご意見があれば、ちょっと頂戴をしたいと思っておりますので、まず1番目から1つずつ、今の段階で確認して、また意見を申し述べたいという部分があれば、今後も幾らでもできますけれども、今の段階でお気づきになった点があれば、ご意見を求めたいと思っております。

まず、通年議会の調査になっておりますが、この件について何かありましたら、確認したい点、現状だけしか入れておりませんので、やるもやらんも方向性は全く出ておりませんので、調査ということにしてあります。

特にわかりづらい点とか、現状分析、確認したい点。

宮崎委員。

○部会員（宮崎勝郎君） 今、通年議会の調査については、当然メリットとかデメリットという、ここに書いてありますように調査していかんなんらんとします。これについては三重県だけを、ここが上がってましたように四日市とか県議会、他の県あたりでもやられておる部分はあると思っておりますので、そこらも一遍調査を進めていってもいいかなと思うが。

○部会長（竹井道男君） お手元の2ページに三重県の、めくっていただきまして2ページ目の、これが県議会へ入れるときですのでちょっと古いですけど、その段階での開催については、2ページに一応こんなところがありますというふうな、たしか市では四日市市が最初だったんじゃないですかね、全国でも多分。たしか、最初に市では四日市さんがやられたということで、県では多分三重県、もうちょっとありましたかね、長崎、栃木ですか、この辺がありますけれども、まあまあ三重県も先進地ということで、またさまざまな資料等はちょっと集めようかなと。今回はまだ資料まで集めておりま

せんので、四日市の状況なり県の状況、もう少し、今後資料のほうは収集させていただこうと考えております。

鈴木委員。

○部会員（鈴木達夫君） 監視及び評価をどういうふうに行っていくかというのは、議会基本条例、議員、議会がどうするのか大きなテーマである中で、その検討課題がちょっと後戻りするような議論になりますけれども、通年議会の調査と。通年議会の調査・検討は十分いいと思います。しかし、こういうシステムを変更するより、現状の体制の中で監視及び評価をどのように行っていくか、努力・工夫をしていくかという視点も非常に大切であると思います。

具体的に言うなら、今年4回の定例会、あるいは各委員会の体制がどんな不備があるのかとか、そういうこともあわせて片方では検討すべきこと、システムの変更よりも、現状の中でどういう努力・工夫が必要であるかという検討も必要ではないかと。

もう1つ、やはり通年議会に関して言うならば、例えばこの小さい5万人のまちで、限られた執行部のマンパワーの中で、この通年議会が執行部等の仕事量、ボリュームとして合っているかということも検討していただきたいことです。以上です。

○部会長（竹井道男君） わかりました。

多分一番大きいのが、2ページ目に、市長の専決処分が相当制約がかかりました、自治法の改正で。だから、本当に余裕のないときだけ専決はできるというふうになっていまして、その辺をゼロにしようとする通年に近いもの、県は、最初は2期に分けてやった。特に3月、4月にわたる部分とか、そういうところが多分皆さん考えられてやっていると思います。これは特にメリット・デメリット、今鈴木委員がおっしゃいましたように現状の問題、課題、それから通年議会の問題、課題、これも今後調査をしながらご議論をお願いしようと、導入するという方向じゃありませんので、こういうことも検討しておこうかということでございますので、もう少し資料の収集をやらせていただこうと思います。

一番大きいのは、議員が要求しても市長がイエスじゃなければ臨時会は開催できないと。勝手に自分たちでは開けないというところに議長の招集権がないというのが、やっぱり一番大きな議会側としての課題ではないかなというような気もしております。その辺も取りそろえたいというふうに思います。

よろしいですか。もう少し現状の課題と、よその状況と、それからメリット・デメリットといいですか、なぜそういうところを入れたんだと、もう少し調査を入れて資料をつくり上げたいと思います。

それから2点目の、特にここも審議会の派遣を中止したというときに、これもいろいろ議論をさせていただきました。特に執行部から農業に関するところだけは、議会との意見交換をしてくれというふうな文章も一部入っておりました。あとについては、特段何もなかったんですが、委員を派遣しないと意見を述べる場もないということで、何らかの方策が要るのではないかなということで、この課題を上げておきました。

現実には、産建と教民で一部の議論をしていただきまして、正・副委員長会議でも確認がとれておりますので、この辺をもう一度、これは正・副委員長会議にみんな委ねるのか、少しここで議論をちょっとしておくのか、この辺について、またご意見を頂戴したいというふうに思います。

ですから、方向性の議論ですね。私としてはルール化したいということです。思いつきでやるんじ

やなくて、きちっとルール化をしておきたいということと、次ページにありますけど、今まで土地開発公社とか社会福祉協議会、地域社会振興会、シルバー人材センター、これは議会で議論をしようとしても、外郭団体ということで一切議論ができないというふうな状況でしたので、これによって少し風穴があけられないだろうか。要するに、議会としてそういう外郭団体に意見を申し述べる場というのができれば、多分今まで一度もこれはやられていないんで、少しそのような検討も正・副委員長会議では始まっておりますけれども、もうちょっと大きな視点で皆さんのご意見を頂戴できないだろうか。方向性がある程度出れば、また正・副委員長会議のほうに議長にお願いをして渡していきたいというふうな感じでございます。

これについて、ご意見があれば、ちょっと頂戴したいと思います。

森委員。

○部会員（森 美和子君） 教民のほうで、今回この対応内容のところに書かれてあるように8月27日に国民健康保険運営協議会の担当部と意見交換をすることになったんですが、そのときの議論で、よく言われていた今までこの協議会に議員を派遣されていましたが、ほとんど意見が出てこないという中で、この運営協議会の方々と意見交換するということがどうなのかということと、それから少し値上げの議論が今後されていくと、条例も出されてくるということの中で、担当部と意見交換するというのは、自分たちが言いくめられていくというか、納得をさせるためにするんじゃないかとかという議論が今回教民の中でも出てきたんです。だから、少しどういう方向で、協議会のメンバーと意見交換したほうがいいのか、担当部とやったほうがいいのかというところがきちっと整理がつかないまま、今回はシミュレーションが出てきたということで担当部との意見交換ということになったんですけど、そこら辺が少しよくわからないというか、手探り状態というような状況ではあります。

○部会長（竹井道男君） こちらも答えは持っていないんですけど、要するに去年の11月からずうっとこの議論を重ねていて、議案に出るものについての委員の派遣はやめておこうと。要するに、そこに委員を送り込んで国保協議会で原案が可決されれば、議会のその委員の人は賛成・反対はやりづらいた。要するに賛成になってしまうわけですね。そういうことで、特に総務委員長でしたので、これはやっぱりないほうがいいと。これはぎょうせいのほうの見解も、ぎょうせいというのは株式会社ぎょうせいですけど、ここの見解も議案に絡むそういう委員会に議会の委員を派遣するのはまずいだろうということで、今回ここだけが議案に上がってくるんです。この辺の議論をどうするかは、ここでやるんじゃないかと、多分正・副委員長会議か議運あたりか、これもまたどの場でやるのかも決めていこうというふうに考えています。何もかんもここではやっちゃまずいんで、ただ方向性としては、やっぱりチャンスがあればそういうふうに我々も乗り出していくのか、これはもう出さないんだから議論なんか必要ないんじゃないかというのか、そういう議論をちょっとお願いしようかなと。

あと、今森委員がおっしゃった細かい議論はもう少し、また違う場で議論していくのか、教民なら教民の中で議論してもらおうかというふうに、その方向もまだ出ていないんで、とりあえず今回していただきますので、一度やりながら考えたらどうかと。

産建のほうもそうですね、委員長から申し入れしてもらったんですけど、何か少し行ったり来たりしていて、自分たちがやってくれと言っておきながら、申し入れしたら少しキャッチボールがあつて、ようやくこれは開くようになりましてけど、だから議会側からプッシュすることがいいんじゃないかなと。我々はやりたいんだとプッシュしておかないと、もう議会さんが何も言ってこないからやめて

おこうでは、特に社協なんかは福祉と完全にリンクしていますし、地域社会振興会も全く議論したことないし、公社もこれで監事も出していないんで、何がどうなっているかもわからないという、そこの議会との関与の議論です。細かい議論は、ちょっとまだ避けて、関与すべきかどうかという、そういう大きな議論をちょっとお願いしたいなど。

宮崎委員。

○部会員（宮崎勝郎君） 当然、これについては議会側から執行部側への申し入れで回答も来ておりますわね。そういう中で、議論の場は、正・副委員長会議あたりでもそれぞれの決め事として決めていただくとしても、やはり議論する場は委員会の中でしたらどうかというふうには私は思っておりますけど。

当然、こちらから執行部に申し入れた、それで答えが返ってきておるものでございますので、今さらイエスカノーかも言っておる場合やないと思いますので、進め方だけ協議したらどうかというふうに思います。

○部会長（竹井道男君） 議長、どうぞ。

○会長（櫻井清蔵君） 部会長、これ去年、私も国保運営協議会に出してもらって、かなり言って帰ったんですけども、できましたら、国保運営協議会の開催される前に、条例改正のときに、委員会に提示する前に議会の担当所管委員会でも意見交換会を開催してもらうようにと言ってもらえませんか。仕組みをつくっていただきたい。

というのは、私も国保運営協議会で申し上げたんですけども、今部会長が言われたように、議員を派遣しておいたら、そこで決まったら意見が言えやんと。以前にも都市計画審議会でも鈴木さんと宮村さんが行ってみえて、総合計画か。だから、そういう委員会にかける前に所管委員会と協議してもらって、というのは、確かに私も2時間半ぐらいの会議に出いたんですけども、委員さんが14名ぐらい見えるかな、各種団体。ほとんどしゃべらはらんのですわ。延々と事務局が説明して、説明疲れすると、聞き疲れすると、意見聞く場所がないと。

だから、できましたら、くどいようですけども、ちなみに国保運営協議会の開催される前週でもよろしいし、また調整してもらわんならんとするけれども、前週にこんなことを協議会に出しますけれども、議会での意見を聞かせてくださいというような開催にさせていただくとありがたいと思うんです。

○部会長（竹井道男君） ここだけなんですわね、議案が提出されてくる委員会というのが。だから、その扱いは、今後みんな議論して、委員会に任せ切りではまずいんで、とりあえず全員でどう対応していくのかというのは、ちょっと議論が要ると思うんです。ここでそれを全部やり切るのか、例えば議運でそういう議論をしたほうがいいのか。ある程度方向性を出しておいて、もう一遍所管の委員会でやるのか、ちょっとその流れをつくりたいなというふうに。これだけで、あとはやっても別に予算として上がってくるだけなんで、大枠予算として。振興会に1,000万とか、社会福祉協議会の報償金で幾らと、これは予算のときに審議できますので、決算も予算も出てきます。

問題は、国保のこういう重要な政策という位置づけの中で議論をしていくという。それから10条でしたかね、重要な政策の定義もつくりましたし、これを審査する場ですわね。7つの項目をもって説明せよというふうにして書いてあるんです。例えばそのチェックをしていくとか。だから事前協議にならん範囲で議論を進めるといふふうにしていくのか。議員を出すのはまずいわけですので、ここで

協議をしましたので、議員を出すのはまずいわけです。あくまでも意見を聞くというふうにするのか。その辺は、またここからどう進めるのかですね。

一旦委員として行かないようにしたんですけど、全く関与ゼロでいいのかどうか。私としては、何ぼか関与するスタイルがあったほうが良いというふうな流れで進めてきたつもりがありましたので、総務部長から回答が来た反論書というんですかね、また出しますけど、あれにも委員会の場を活用すべきというふうに書いて出してあるんです。そういうのを使ってくれというふうな。ですから、次回、ちょっとそれをまた、きょうは用意していないので、もう一度出しますけれども、この場面は議案として出るものをどう扱うのか。議長おっしゃいましたように事前にやろうかと。

じゃあどの範囲までそれを進めるのかということも整理しておかないと、何もかも聞いて、また全部それをやりかえさせるとするのは、一度水道料金で産建委員会でやってしまっただけじゃありません、協議会で。数字までいじって、料金までいじってしまったもので、4年後にまた値上げしたという経緯があって、余り議員の思惑で突っ込むと、結局連続で水道料金を上げた経緯もあったものですから、どこまで行くのか。

この議論は、だから議運でやるのか、委員会でやるのか、ここでやるのか、まだ方向が出ていないものですから、もう少し皆さんの意見を聞いた上で、次にどこにこの議論を委ねようかと。正・副委員長会議に委ねるのが一番いいのか、やっぱりそれは議運でもう一遍もんでおこうというのか。私のところは方向性だけ出そうかなというだけです。だから、一番難しいところです。議案で上がってくる委員会、国保の。

議長。

○会長（櫻井清蔵君） 行財政改革もそうやと思うんやな。機構改革をやりましてでしょう。文化部をつくったと。知らんとる間に市民文化部もつくったと。これもいろんな議論をしたわね。勝手に部局をいらうと。それで部長級を6人ふやして、答弁でも部長がするのか、局長がするのかと、いろんなことがあったと。唐突に出てきて、それがばばっと通って行って、これは執行部の権限やという形でね。

先般も埼玉と千葉へ、補助金のいろんなこと、視察しに行ったんやけれども、これも今、深谷市なんかでも、補助金交付要綱やったかな、そういうのをつくっておると。我が亀山市はないと。その辺もやっぱり私は恐らく委員会から提言をしはると思うんやけれども、その辺が事前に意見を聞いておけば、本会議で無駄な時間をつくらんでいいと思いますな。

○部会長（竹井道男君） 宮崎委員。

○部会員（宮崎勝郎君） 我々部会員が一応検討しておるんで、議会改革推進会議の会長さんが余りしゃべられると、我々がしゃべられやんようになってしまうので、そこらをよろしくお願ひしたいと思います。

○部会長（竹井道男君） わかりました。参考程度に。

ちょっと今気づいて、予算内示会のところに全員協議会規程の一文があります。これが、当時、ばたばたとつくった全協規程なんですけど、そこに議会の提出予定議案で市長が特に事前説明を必要とするのが全協でできると書いてある。これは全員協議会の場合は、現実には協議をしないという、だから説明の場として使うんですけど、こういう場をもうちょっと違うものに変えてしまえば、これはあくまでも私案ですけど、もうちょっと政策議論ができるような場をつくってしまえば、今議長がおっ

しゃるような話だったり、教民の森委員長が言われるような、協議じゃなくて説明できる場というのが事前にやれば、もうちょっと議案の中の精査もできる。組織改正だとか、国保なんか大きいですからね。そういうものをやれる場。

どこで今やるかという、全協しかないんですよ。公開しているんでいいんですけど、ちょっとここもなじまないねというのが、今事務局とは話をしてまして、この辺もうちょっときちとした場ができてしまえば、そういう場を使って、今議長がおっしゃるような、森委員長がおっしゃるような説明の場というものを設けて、もう少し事前に理解をして本会議に臨むとかね。

突然に1週間前に出されて、さあ議論しなさいじゃなくて、もうちょっとそういう場面をつくり込むという、その辺も含めて一番議案として上がってくるものの事前の協議になるのか、意見交換になるのか、これが非常に今派遣しなくなったことによって、意地を通して出さんとは決めたんですけど、全く遮断していいのかという。やっぱりそこはちょっと関与する場面も残しておきたいなというところですよ。

だから、結論があってないような、私としては関与したいわけですけど、どんな方法でやるのかというのを皆さんの知恵を使って……。

森委員、どうぞ。

○部会員（森 美和子君） 教民のときにも、自分たちが意見を言ったことで料金のあれが変わってくるのかとか、そういうことまでも言われる。だから、協議の場なのか、説明の場なのかということもすごく議論になって、今回はシミュレーションがある中で説明を受けていこうということで8月27日はするんですけど、何かそこら辺も曖昧なので、きちっとやっぱりやって、ルールづくりはするべきだと思います。

○部会長（竹井道男君） そういう大枠的な議論をして方向性が出れば、もうちょっと細かい話は正・副委員長会議か議運かぐらいにしておかないと、余りこの会議でそんなことまでやってしまいますと、議会運営までここがやるのかとなるんで、またそれはお任せしよう。皆さんの考えの中で、やっぱり議案に上がってくるものでも、少し事前の説明は受けておいたほうがいいぞというふうな思いがあれば、これは国保だけじゃないんですよ、ほかの大きなものも。

だから、総合計画はこれでどうするかわからないです。多分つくると思うんです、総合計画もね、今度。そうすると基本計画もできてきますので、この辺の事前審査をやったんです、今回ね。予算決算をつくりましたんで、各委員会でやったじゃないですか。協議会を開いて、意見を申し述べる場をつくりました。だから、あれは既に事前の確認をやっているんで、ああいうものが議会として、少しこんなものはやっぱり早い段階に議会に持ってこいと。そういうルールでもでき上がってくれば、ちょっと交通整理ができるかなと。

余り国保にやっちゃうとまたおかしくなるんで、そんなご意見を頂戴しようと思っています。一度また各党派でご議論いただいて、やるべきだということになれば、どんなルールでやろうかというふうな流れをつくりたい。今回は教民がやってくれますのでね。

宮崎委員。

○部会員（宮崎勝郎君） 今言われておったように、事前に協議会として示してもらおう。その中で余り議論は、私はだめだと思います。提案されての議論はいいかと思うんですが、やはり協議の場の説明を受ける段階では、数字をいらうぐらいの意見は、全く私はだめだと思います。やはり我々も、議

会としてこういう委員には派遣しないという姿を出しておる限りは、やはりそれは避けたほうがいいかなと私は思います。

○部会長（竹井道男君） きょうは1回目ですので、もう少し時間をかけて、国保はそのうち来るかもしれませんが、もうちょっと丁寧なルールづくりを進めさせていただきたい。

多分一度、私の記憶では、さっき言いました水道料金の上に随分議員がいじってしまって、結果、連続値上げみたいなことになりましたので、そこは、政策、施策、事業という3つになっていますね、今。重要な政策は政策、施策。事業に関しては、市長側の裁量権ということで、議員は手を入れないというふうに決めました。まさしく予算がつくのは事業ですので、そこは堂々と本会議で議論して、必要なら修正をかけたか否決したりというのが正しい方向なのかもしれませんね、議論を重ねた上で。余り事前に修正をかけるよりも、本会議で修正、最悪は否決という強い議会になっていくのも一つの方向かと思っておりますので、またこれは少し時間をかけてやらせていただこうというふうに思います。

服部副委員長。

○副部会長（服部孝規君） さっき水道料金の問題が出たんで、ちょっと記憶をたどっておったんやけれども、当時、協議会で値上げのパーセンテージの案が出たのね。それに対して議会側が、それはちょっと高過ぎるで、もうちょっと下げようやと。そういうふうに言ったら、下がったパーセンテージの議案が出てきた。そうすると、議会側がのまんなんようになってくる。

だから、そういうふうなことになってしまうんで、宮崎委員が言われたように数字の問題まで踏み込んで議論してしまうと、そんなんやったらあんたらが言うようにここまで落とすよと言われたら、議会は、もうノーって言えんようになってくるという、その議論ができなくなるんで。だから、やっぱりやるんなら基本的な考え方で、どういうふうにしていったら国保の財政の建て直しができるのか、国保の加入者に対する負担がどういうふうになっていくんかとか、そういう基本的なところでの議論は幾らやりとりしてもいいのやけれども、何%に上げるのやと、何%ならいいのやとか、こういう数字の問題をやり出すと、自分で手を縛ることになるんで、議会側がね。それはやっぱり避けるべきやろうと。その範囲で議論をするようにしていかなと、かえってまずくなるという経験がありましたので。

○部会長（竹井道男君） どうぞ、尾崎委員。

○部会員（尾崎邦洋君） 感想ですけど、よろしいですか。

私は国保の委員として2年間行ったんですけど、かつてこんな国保とかそんなの扱ったことがなくて、議員になってしばらくして、おまえここへ行ってこいということで行って、会議とかいろんなんでも、書類はその場でもらって、意見を言えというのやなくて、言う意見がわからんのですわね。どういう動きをやっておるかという過去も知らないし、何も。

だから、言いたくても言えないというよりも、中身がわからんからとんちんかんことを言えないという話で、ここには意見交換のときにも意見が出ないというより、出す意見がわからんというようなことで、やっぱりその辺のあれからいくと、やっぱり今後の検討としては、2年でやめてよかったなと思いますね。3年は勘弁してほしいと思っておったんですけど、こういういろんな委員会の場でそういうことを協議していただくほうが、いろんな意見をお持ちの方が話をできるような場が一番いいと思いますね。それが私の感想です。

○部会長（竹井道男君） やっぱり言われるように、個人的にいえば、私はずうっと社保ですので、

国保ってわからない。今回初めて国保のきちっと来て、数字も全部出るんだ、こういう計算をしているんだと。そういう説明って議会で受けたことがないわけですよ。応能割、資産割、平等割、50対50、70対幾つって、でもそれは知っている人が言う議論で、議員としても直接私も関係なかったんで、いよいよ自分のところに書類が来て初めてわかるわけですね。こういう計算式なんだっていう。だからよく考えれば、議員全体で同じ立場で同じレベルかという、それぞれの場所によって色の濃淡があると。

だから、全市民と言いながらも全市民じゃないわけですよ。ただし、税金は投入するわけですので、全くゼロじゃないんで、それからいくと全市民なんですよ。

だから、今、服部副委員長が言われましたけど、もうちょっと制度を熟知したり、制度の仕組みをわかったり、今回の現状分析をずうっと入れましたけど、結構時系列で入れてもらったんです、過去のことまで。これ案外わかっていないんですよ、私たちも。現状は知っているんですけど。そういう意味では国保の協議をするには、そういう時系列的な、じゃあこの30年どう変化したんだとか、議会としては大きな視点でまず捉えて、今の国の状況を見ておると、県一本にしようかとまた起きてきているし、そういう今後の方向も見ながら、議論することは結構あるんじゃないかなと。結果は別ですよ、幾ら上がるかは別にして、方向性とか、これまでの経緯、亀山の特徴みたいなものを確かに資料してもらったことは一度も私はないと思いますね。5期やっていますけど、そんな資料をばさっともらったというのは一度もないんです。

だから今、尾崎委員がおっしゃるように、全ての議員がその委員会にいてぺらぺらとしゃべれるかという、それはなかなか難しいと私も思います。

議長。

○会長（櫻井清蔵君） 今国保で一番問題になっていることは、応能・応益というのが逆転しておるんですよ。基本的に応能といたら四分六、今4・6に近いわけやね。逆転しておるんですよ。それを均等、平等割がずうっと上がっていくにつけ、そして四分六に変わっていったと。

これは6・4が本来の国保運営上で、基本的に一つの制度として6・4が正しいんですよ。それを国が5対5にしないよというあれが出てきて、それが均等、平等割の値上げをしてきて、高額で77万やったかな、上限が。900万か800万やったと思うんやけど、これ以上が取れんわけ。年収1億ある者も77万、900万も77万と。

それを見過ごしておいて、均等、平等割のあれを上げてきたと。それでそのように逆転したと。それが今国保の一番悪いところなんです。それを是正せなあかんということを今やっておるわけやね。その計算式も出させたわけですよ。

それを前回、私が総務委員長のときに、そういうふうに言ってきた、出せと言って。四分六にせえと、その方法を考えよと。そういう議論がされたもので、議会がやっぱりそこまで、ただ均等、平等割がどんどん上がっていった。これを見過ごしてきたわけやわな。そういう経緯ですわ。

○部会長（竹井道男君） 余り国保の話ばかりして申しわけないですけど、議案に上がってくるのはこれだけなんですよ。だから、ほかも関連するんで、重要な案件というのは、市長に説明よというふうに我々は要求しているんで、そういう説明の場も含めて、ちょっと国保のことをテーマに、少しルールづくりであったり、いろんな議論がありますように、数字まではいじったらあかん。要するに状況や経過や考え方はきっちり、十分に把握しておこうと。それをベースに本会議で意見を申し述

べたり、最後は修正や否決もできるわけですので、ちょっと今入り口として随分議論いただきました。

きょうの議論を少し整理させていただいて、次回また検討する内容に入れておきますので、一度皆さんのほうでも会派へ戻られて、やっぱりこの議案に出るものの委員会での事前対応、少しまたご意見もまとめておいていただければありがたいと思います。

ちょっと長くなりますので、一旦これで終わらせていただきます。

ちょうど11時になりましたので、10分休憩させていただきます。

午前11時00分 休憩

午前11時10分 再開

○部会長（竹井道男君） それでは、休憩前に引き続き会議を再開します。

大分時間が先ほどので食いましたので、次に入らせていただきます。

予算決算委員会をロビーで放映できないかというのは、先ほど室長からも説明がありました。私もちょっと勘違いをしたときがあって、今の議会の放映は、ケーブルテレビをロビーで放映しています。昔は直接つないであって、ケーブルテレビがないときは、直接議会の放送をしていました。今はそれができなくなって、ケーブルテレビでケーブルテレビを見ているという状況です、1階のロビーは。ですから、委員会の中継をしようとしても、直接下のテレビに線を引っ張ってくるというんですかね、テレビカメラから。そういうふうにするか、いっそのことケーブルで生放送をしまして、それを直接見ると。

そうなる、ケーブルですので全市民が見ることになって、実はこのことに関しては、事前に、二、三年前か、大井議長のとときに市長ともいろいろ交渉して、たしか生中継についてはNGを食らいました、ちょっと難しいということ。ただ、ロビーだけは本会議を放送していますし、予算決算委員会もネットでは個人個人出ているんで、できれば皆さんの、これは、また来月もう一度開催をしますので、そこで確認をさせていただきますけれども、各党派の中で、ロビーでも予算決算委員会を流したらいいというふうなご意見にまとめれば、当局と事務局で交渉して、ロビーだけでも流せないかという折衝に入りたいと考えておりますので、一度会派にお持ち帰りいただいて、流してもいいという方向性なのかどうか、確認をしていただきたいというふうに思います。ですから、予算決算委員会がずっとロビーで流れるということですね。

それぐらい流してもいいんじゃないかという、ネットで流しているからという意味ですが、生で流したいということ。これは、細かなことはありませんので、一度各党派で意見集約はお願いをしたいというふうに思います。

それから、次の委員会視察のホームページの掲載も、委員会視察も市民の関心のあるところですが、議会だよりには全部載せてあるんですが、抜粋版として載っていると。それならいっそのこと委員会視察の内容も、特に今回は、所管事務調査に関連をして関連する市にしか行っていませんので、そういう意味ではホームページにも載せたらどうだろうかというふうなことから、これも今皆さんのほうでご議論願おうというふうに考えております。

ただ1点、私も完全には把握していませんけど、多分、副委員長は今報告書をつくれというふうなことが慣例的になっておりますので、その辺の、これは正・副委員長会議になるかもしれませんが、次のステップは、報告書の作成の議論。どういう格好で報告書をつくっていくのかとか、それから報告書の内容ですね。ある程度レベルを合わせておかないと、例えばある委員会は5ページも6ページ

もあった、ある委員会は一、二ページしかなかったというのでは、何を見に行ったんだということになってくるので、そうすると、これは私の考えですけど、委員会でもう一遍きちっと報告書の内容も精査するぐらい、所管事務調査の内容は精査をしますけれども、その辺の議論も一度お願いせなあかんということで、これは上げさせていただきます。

これもここで議論するのか、対応としては、正・副委員長会議に持ち込んで、正・副委員長会議のほうで正・副委員長さんの中でご議論願うのか。これも方向性を、対応の内容としては決めたいと思っております。

ですから、まず載せる載せないの議論、載せるとしたときには、ここでは多分そんな細かいことまで議論できませんので、正・副委員長会議にお任せするのかどうか。そんな流れを考えておりますので、ぜひまたこれも。

多分、気になるのは委員会の報告は余りもらったことないですよ。自分の所管の報告書を配付はないですよ。配るところと配らないところとあると思うんですよ。統一されていないんですよ。各所管の委員に委員会の視察報告を渡しなさいというルールは過去ないんで、余りもらうケースは少ない、そういうことも含めて。

宮崎委員。

○部会員（宮崎勝郎君） それについては、全協でも皆さんそれぞれ報告されていますので、委員が知らんというわけにはいかんと思いますので、議員全体としても。この場で決めるのかどうかは別として、広聴広報委員会もございますので、そういう部分からも検討していただけますかな。

○部会長（竹井道男君） こことしては、ホームページにも載せたほうがいだろうという方向性が出れば、正・副委員長会議にもお願いせなあかんし、行く行くはホームページのリニューアルも絡んできますので、広聴広報も絡んでくるということで、これは少し各会派でもご議論を願いたいと思います。丁寧な資料ができるということですよ、きちっとした文章をそのまま。情報公開で求める文章そのものがホームページに張りついてしまうというふうで、そうすると情報公開ありませんわね。きっちり書いてありますので、何しに行ったということも。

服部副部会長。

○副部会長（服部孝規君） 去年その委員長をやったときに、皆さんにそれぞれ感想を書いてもらって、それをまとめたもので、どうしてもそれはできた文章を返さんわけにはいかんのな。みんなに一遍戻して、私が言ったことが入ってないやんというのもあるわけよな。だから、そういうことも含めて、やっぱり意見を皆さん出して下さいって、前は副委員長が自分で書いて、委員長と2人で報告書をつくっておったんやけれども、ここ一、二年は、皆さんがそれぞれ感想を少しずつでも出して、それをまとめる形でつくっておるもので、どうしてもそれはフィードバックせんとまずいなという形にはなってきたおるんやなというふうに思いますけど。

○部会長（竹井道男君） だから方向性が出れば、今それぞれおっしゃったようにちょっとお任せをして、質と量という意味はそういう意味です。同じような量で、同じような質のものにつくり上げていただくというふうなことでやれないだろうかということです。また、次回、方向性だけ確認をさせていただきます。

それから、申し合わせについては、小坂議長のときに代表者会議で少し見直しをしたいというふうな案が提示をされて、その後、若干停滞ぎみになっていまして、やっぱりこれも細かな、ここにもあ

りますけど、これが多分一番新しいというか、22年版が、みんなこれをもらったんですけど、大分改廃もされているし、さまざまにこういう会議をしていてどんどん変わっていきますので、もう少し細かなものをつくるということで今スタートしているんですけど、なかなか事務局も忙しくて動きがちょっと弱かったんですけど、そうは言うものの来年改選ですので、早くこういうものをつくっておかないとということで、できたものの関連だけ精査してもらえば、あとは多分議運に絡むものと、申し合わせなんかは代表者会議に絡みますので、それはそっちのほうにまたお任せをしよう。

ただ、規程とか条例との関連ぐらいをここで少し整理をしておいたほうがいいかなと、頭に入れていただくという部分で。これはちょっと事務局が今やっていますのでいつごろになるか、ちょっと今の段階では見えづらいんですけど、できればそのときにやらせていただきます。余りねじを巻くと、またかわいそうなので、忙しいさなかですので、これは25年度中になっておりますので、またこれはでき次第、少し議論をさせていただきます。

鈴木委員、どうぞ。

○部会員（鈴木達夫君） 関連で申しわけない。

僕は次の議題の取り組みの優先順位についても絡みますけど、僕はここの部分は、取り組みの優先順位を非常に高くしていただきたい。というのは、我々も議会に入れていただいて、今7年になるか知らんけれども、従来から定説で言われていたことがそのまま生きているのか、自然消滅しているのか、わかりにくいのがたくさんあるんですよ。

例えば所属する委員会の発言は議場で話さないほうがいいとか、生きているのか死んでいるのか、僕は深めるためにはそれでいいと思うんですけど、それから、例えば最近のあれですと、議長はいかなる委員会にも所属するべきなのか、しないのかとか、例えばさっき出ました全協のあり方とか、今の視察の報告書は誰が書くのかとか、細かいことを何がどうなっているのかなあとわかりにくいのがたくさんあるんです。だから、それも整理する意味では、事務局大変ですけども、今の機会にぜひさまざまなものを整理していただきたい。

それからもう1点、会長、部会長、さまざまな機会にどこの場所でやるのか、これは議運で委ねるべきなのか、発言がございましたけれども、特に議運に関してかかわることについては議運でよろしいと思うんですけども、考え方としては、議会改革の推進会議の検討部会が、今言ったいろんな懸案は、やっぱり処理できることは、むしろここで積極的に僕はやるべきだと思うんです。

○部会長（竹井道男君） この件は関心を持ってずうっと見ているんですけど、なかなかやはりまとめていく作業が大変みたいで、ちょっと違う視点でやろうかというふうな議論もしていますので、私からいつというのは、事務局長じゃありませんので、できるだけ早く素案はつくっていただいて、今鈴木委員がおっしゃいましたような、もうちょっと定説というか、目に見えないものがいっぱいあるんですね、申し伝えみたいな。できれば、そういうものも含めて、全て明文化したいというのが私の発想です。

視察に来られて、議会基本条例か何かをつくってありますかとよく言われるんですけど、市民の評価とか言われますけど、ルールをつくったことが一番大きいんだと思うんですね。ルールをつくって、全てのものをルール化していく、明文化するという。だから、文章にないものはルールじゃないということですよ。今までそれが、先輩議員がこうだあだというふうにして振り回されてきた。これをやっぱり払拭したいので、今鈴木委員がおっしゃいましたように、できるだけこれは早くしてくださ

いとしか言いようがないですけど、25年度中になっておりますので、できるだけ25年度中に方向性を出して、私たちがどこまで関与するか、またそれを見ながらやらせていただきます。多分、議運の範疇がいっぱい出てきますし、申し合わせなんかは代表者会議になっておりますので、その辺の範疇もありますし、大きな枠組みや方向性はここで確認をしていこうというふうに考えております。ちょっとこれは、もう少しお時間をいただきたい。ようやく今スタートしたと。

それから、ホームページについては、既にこれは広聴広報委員会のほうに委ねてありますので、ここは、多分最終ができた段階で、また私たちのほうでも一応ご報告、これは推進会議ですよ、検討部会じゃなくて。そこで報告をいただいて、物によっては議運のほうにも関連するものを入れますので、ここは整理をしていただこうと。だから、これは完全に広聴広報委員会のほうにお願いをしますと。

それから、議会報告会については、これもいろいろ考えてはいるんですけど、もう少し整理をさせてほしいというのがあります。私のほうでもうちょっと案を考えさせていただいて出させていたこうと思いますけど、今の所管事務調査が、ミニの議会報告会みたいな格好になっています。というか、議会報告会じゃなくて意見の交換会ですね。後ろのほうに書いておきましたけど、市民と議会が話し合う場づくりというふうにまとめてあります。これは、視察にお見えになるところが、大体ほとんど議会報告会を聞かれるところが多いんで、亀山市は議会報告会はやっていないけど、こんな考えで今整理をしております。2ステップ論ですので、ちょっとここにまとめが書いてあります。

これは、1つは議会報告会というのは、まず報告をする場所と意見を交換する場所と2本立てなんですよ。最初の30分ぐらいは議会の報告をする。残りの時間を使って市民との意見交換をする。議会報告は「こんにちわ！市議会です」がつくってありますので、既に終わっているわけです。あれを持っていけば終わると。

問題は広聴ですね。ご意見を聞くというところが、今は特定の団体と特定のテーマに関して意見交換をやらせていただいております。これをもっと不特定にやるのか、政策テーマ型でやるのか。私も研修に行きまして、やっぱり政策型と不特定型とあるそうです。市民と議論する場合でも、政策を持って意見交換をするケース。今まではほとんど不特定ですよ、テーマなし。だから、ありとあらゆるご要望をいただいて、持ち帰って、またお答えをするけど、全部当局へお伝えしますということになって、3年ぐらいすると収れんするとよく言われますけど、そういうふうにしていくのか。もう少し、これは今3年目ですので、所管事務調査は、これを契機にどうしていくのか。これは、少し皆さんの意見を頂戴しながら進めていこうと考えております。考え方の報告はもうつくりましたので、広聴ですね。どうご意見をお伺いするのか、これを今後議論させていただこうというふうに思います。

四日市は、たしか今常任委員会でやっていますので、亀山市が常任委員会の枠ですれば、その瞬間四日市型になるわけですけど、あと団体の選定とか。

1つ確認していただきたいのは、市民という定義が議会基本条例にはありますけど、あれは、まちづくり基本条例と同じ文言に「市民」と書いてあります。全てです。団体も、企業も、亀山市に働きに来ている人も。ですから、俗に市民というと、個人と捉えがちですけど、我々の市民は全部なんです。全てのありとあらゆる団体から含めて市民と呼んでおりますので、団体という言葉はありませんので、市民ということであります。

だから、そういう部分も含めて市民との意見を、議会報告会というスタンスを少し私としてはご議論を願いたいなど。

ことは、多分これ所管事務調査をやっていますので、やるとしても来年以降、それか改選以降になるのか。少しこれはゆっくりと、早くしたいなという気持ちも半分ありますけど、失敗もできないなという思いもありますので、これはこれから少し時間をかけて議論をさせていただこうと。

また、ほかのところの状況も、多分三重県では伊賀と鳥羽、四日市、鈴鹿は一遍やった切りですよ。松阪もやりましたか。その辺の状況もまた、大体視察に行って全部聞くと、人数もどんどん減少傾向なんですね。こう減ってくる、右肩下がりなんですね。ふえた市は余りありませんので、大体100人ぐらいからどんどん落ちてくると。

インターネットの配信のデータがありますけど、あれも若干停滞ぎみなんですよ、今。こう行っただけが少しまたこう落ちる、だからみんなマンネリになると、また見なくなるという。ですから、関心が高いときは多いんですけど、なれるとまた落ちるというのがある。これもちょっと時間をかけてやらせていただこうと思いますが、また会派の中でもいろんなお考えをお持ちだと思いますので、ちょっと時間を。

宮崎委員。

○部会員（宮崎勝郎君） 広報はともあれ、広聴機能は非常に大事だと思いますので、そこらはやはり進めなければならんと思います。

ちなみに、例えば新和会さんとか、共産党さんとか、やられてみえるが、一遍ちょっと状況だけ聞かせていただけませんか。

○部会長（竹井道男君） 中崎委員、いいですか。じゃあ、お願いします。

○部会員（中崎孝彦君） 今の宮崎委員のあれですが、新和会としましては、1年に1回ぐらいは、新和会の4人のメンバーの出身地の、例えば関の加太とか野登とかというところで、新和会の市政懇談会というか、市政報告会というのを実施しまして、そして、各地区4人おるんですが、各地区の方の意見を聞いて意見交換会をやって、今の意見に対してこれからどういうふうに進めていくんだとかというふうにしてことしもやりましたんですが、非常にいろんな多様な意見をいただきまして、本当に私どもとしても非常に勉強になるし、そういうことを毎年1年に1回はやっていこうということで、今も野登、野村、加太が終わりました。今度また、8月25日の日曜日には井田川海善寺の公民館でも実施をさせていただくということでやっております。

そしてもう1つは、新和会だよりは皆さんもあれですけど、1年間ちょっといろいろありまして発行を自粛させていただいておったんですが、その1年間も過ぎたもんですから、今度8月1日の新聞折り込みで第14号の新和会だよりを配布させていただくというふうなことで、いろいろ私ども新和会は、市長にも政策提言もさせていただきましたので、その内容とか、そしてまた市政懇談会の内容とかというようなものを詳しく書いて、新和会だよりというふうなことで配布をさせていただくと。

私が一番思ったのは、やっぱり地元で、そういう出身の地区の報告会、懇談会は本当にいいなあというふうな実感をしております。

○部会長（竹井道男君） 服部副部会長。

○副部会長（服部孝規君） 時期とか場所とか、それから呼びかける範囲とか、これがそれぞれさまざまなもので、人数はそれぞれによって変わってきます。それによって変わってくるんですけど、やってみると、意外と議会の後にやることが多いんですけども、議会のことで報告をするんですけども、それに余り議論にならずに、やっぱり地元のいろいろな問題を話される方が多いです。

だから、こちらとしては、できたら議会で議論したそういう問題についての意見交換ができたらと思ってるんやけれども、やっぱり地元の方は、この機会にうちの道の問題を何とかしてくれとか、イノシシの問題があるで何とかしてくれとか、そういう地元が抱えておる問題を出されるというのが多い。

だから、なかなかこちらが思っておるような形の政策的なことを議論できるようなというのは、なかなか難しい。それを求めると来てもらえやんようになるしね。

○部会長（竹井道男君） 市長もそういうことをやっているし、まちづくりトークみたいな、だから議員も同じことをやる。結局、同じ人が2カ所で物を言う。だから、多分議会報告会ときは地域性は抜きますので、何班かに分けて。この前の産建のときもそうでしたけど、何で企業が来んのか、どこにウイークポイントがあるかという質問をされて、答えにくいですよ。

ああいうふうに地域性の高い質問を地域じゃない議員にぼんと言われたときに、おまえらそんなことも勉強していないのかということになってくると、それは市民といえども市民の一部なんですよ。要するに条例でいう市民の、幅広い市民というふうにしてあるので、だから不特定の声を聞くようにしていくのか、もうちょっと特定の意見を聞くようにして幅広くしていくのか。その辺の議論は、一度お願いをしたいというふうに思います。

今までやっていなかったんで、急にやり出すと、もうちょっときちっとして何班構成でやるとか、一番いいのは、常任委員会ごとぐらいにやると議員数もうまいことばらついておるし、人数も3つに分けられるんで一番ありがたいんですけど、それぐらいのところでは一般的なやつをやれば一番いいわけですけど、そういう運用も含めて要領はつくったんですけど、どんな方法でやればいいのかというご意見を頂戴しながら、多分、でもああいう意見交換会をやると、またやってという声もあるわけですよ。来た人からは、またこういうことはぜひお願いしたいということになってくるんで、決してあれも不評ではないかなというふうな気もするんですよ。

あれのもっと大きいものを一遍全体で開催すれば、それも可能かなというふうな気もしますので、それやったら年に一遍、議員全員と市民全員で大きな会場でばんとやるのも一つの方法かもしれませんし、地域分けするとまた大変なことになる。議会報告をやっているんだというパフォーマンスでもだめなんで、熱心な議論、ちょっとこれ議論を重ねたいと思います。ようやく方向性を出す時期に来たなというふうな、3年たちましたので。

櫻井議長。

○会長（櫻井清蔵君） 市長のトーク、市民との。めちゃくちゃやに、あれ。質問者を決めておいて、課題を決めておいて、答弁者は職員。職員の書いたやつを市長が読むわけや。違うことを言い出すと、わけわからん。めちゃくちゃな、会場がね。

どうせやるんやったら、苦情でもいいから言いたいことを言ってくれと。わからんたら、また持ち帰ると。僕は関で市長と市民と何とかというやつな。

（「きりりまちづくりトーク」の声あり）

○会長（櫻井清蔵君） これはひどかったよ。

事前に出さすの、質問を。それで3人ばかりが地区別にやって質問をしたら、概略は言って本題は職員が答える。議会の答弁書と一緒に、同じようなことをやっておる。それでやりましたやろう。これだけは、議会がやるときはやめるべきやと私は思いますわ。

○部会長（竹井道男君） ちょっと今思い出しましたが、東京の何とかという市で無差別にピックアップして来てもらうというのがあるんですよ。非常にこれいいという。要するに、市民に来てもらうのに無作為で選ぶんですね、何人か。その人に来てくださいと行って来てもらう、意見交換をするという。そういう方法ですと20人か30人を、50人ぐらいか何人か来ますよね。そうすると、これは地域性も何もなく無作為に選ぶという、たしかそれで何とか委員会というんですけど、非常に効果があるというようなところもあるんで、これおもしろいなと思った。

これは市がやっているんですけど、市民を4万、5万は集められませんので、やっぱりその意味から行けば、何らかの違う主体を考えたほうが、余り地域の声ばかり酌み上げて、実際は予算って少ないじゃないですか。数億ですよ、そこの部分。市民生活は別ですけども。

だから、もうちょっと我々もどこに視点を置いて議論をするかということがやっぱり重要じゃないかなという。右肩下がりになるというのは、ちょっと市民の関心も薄らいでいくんだなという、そういうのも含めて、これは今から議論をさせていただきますので、またぜひ会派でもいろんなお考えを出していただきたいと思います。

それから、公聴会とか参考人についてはルールがありませんので、つくらせてもらう。

1点、ちょっと今事務局に調査を頼んでいるのは、請願の審査時に請願者の意見陳述ができないかと。これは、昨年、議運で兵庫県だったか見に行ったときに、陳述する時間がちゃんととってあって、松阪も今回、請願者の陳述を松阪市議会もしました。

ですから、亀山としても公聴会、参考人と若干違いますけど、請願なんかでもこういうのをうまく使って、本人がどうしても陳述したいというのであれば15分とか20分、ちょっとそれができないかどうか、可能性があるか、今事務局に調査をしてもらっていますので、もし可能性があるということであれば、それも含めて議論をさせていただこうというふうに思います。そうすると、もうちょっと請願も紹介議員に聞くんじゃなくて、当事者が意見を申し述べるという、そんな場面もできないだろうかと。これは今調査中ですので、整理ができ次第、また報告をさせていただきます。

それから、議案の賛否の公開については、もう議会だよりには載っておりますので、いつそのことホームページにも載せたらどうだろうかと。こういう時代です。

ホームページでも、議会だよりをあげれば見られるもので、もう既に公開はされているんですけど、議案というところにきちっと張りつければ、一々めくってもらわなくても、何も隠すことはないわけですので、その議論です。

それから次の反問権についても、過去何回かやっているんですけど、この辺も議員の質問に対する疑義を市長や部長が問う場面ですので、やっぱり答弁の仕方とか、完結性というんですかね。ここで議論になってもだめであって、ずるずるこれで議論しておいたらあきませんから、またここも少しつくらせてもらおうというふうに思います。これは、また作成後にご議論をさせていただきます。

これは言いましょうか。本会議は伊藤議員ですね。それから、その年の決算で福沢委員の給食、それから昨年、当時の櫻井委員と櫻井市長との、その3回だけですね。決算委員会で2回、少しルールをつくろうというふうに考えております。

それから、次の計画への意見案、これもずうっとペンディング状態になっておりまして、議案として上がらないさまざまな計画が今ありますので、これに関して議会として、今の状況は直前に計画案を出されて、すぐにそこで意見を求められると。こんなことだと議論できないですよ。だから、こ

の辺もちょっと皆さんの声を聞いて、できれば委員会でパブリックコメント的なものが出せれば、これこそさっきの議論じゃないですけど、パブコメみたいに委員会で意見提出ができるような少し議論もできると。これで、この5月の所管説明時にことしの計画というのを出していただくようになりましてので、あれを見て、またこれは正・副委員長会議になっていくのかもしれませんが、少し議論をいただいた上で、どんな方向性にするのか。

私としては、パブコメをやるような計画案については、一月ぐらい前にはご見解を聞いて、委員会として議論できるような、そんな環境ができないだろうかということで、少しこは、また議論をいただこうと。ある程度方向性が出れば、これも正・副委員長会議になりますかね、お願いをしようと思います。

それから、予算内示会の場の検討につきましては、これも事務局とちょっと話をしております。やっぱり内示会がどっち側の裁量でやっているのかと。昔から内示会、内示会というふうにしているんですけど、以前は全員協議会が終わって、午後から予算内示会だったんですね、あれ。今はそういうことがあって、どうもことしからは全協の中で市長報告というふうに変えたということでした。私、ちょっと気づかなかったです。確かに全協の中ですね、今は。

それまでは、全協が一旦終結して、午後から内示会でしたので、それと全協規程の中には、さっきも言いました重要なとあるんですけど、どうもそぐわないような気もするんで、せっかく予算決算委員会ができたんで、そこで予算内示をしてもらえばわかりやすいんじゃないかなと。これは皆さんの意見も頂戴をしたいと思います。

松阪市議会がことしの予算の内示を本会議場でやってみたいなことも新聞に載っていたんで、そうになったら、本会議場で予算内示をしてもらってということも可能ですので、よその市議会がやれるんなら、亀山だってできないだろうかというようなことで、これは場のことですね、どの場でやればいいのかということです。全協ではちょっとそぐわないような、それなら正式に予算決算委員会協議会を開催をして、重要な政策の事前説明を受ける。まさしく、さっきの国保と一緒にすよね。そういうふうな考え方ができないだろうか。これも方向性が出れば、これは議運のほうへ、予算決算ですのでお願いをしよう。一度この辺も、どの場がいいのか、正式にきっちりしたほうがいいんじゃないかという意味です、その時期になると。

資料も全部出てきますので、正式な会議として位置づけていますので、予算決算は。全部公開できるということになります。

それから、最後に議会改革推進会議規程の改正、これは去年から、私もこういう立場で仕事をさせていただいて、年に1回、やっぱり報告する場が要るなど。検討部会の部会員の方は、毎回こうやって議論していただいていますので、細かいところまでご承知願えるんですけど、全ての議員が承知しているかということ、なかなかそれは聞き伝えになったり資料程度ですので、この1年間、こんな活動をしたというふうな報告の場があってもいいんじゃないかということで、総会という言葉がいいのかどうかかわからないですけど、これもまた一度、締めですね。10月に一遍ぽんと締めて、次の新しい役選に入るといような、少しそんな場もあってもいいんじゃないかなということ、これは提案をさせていただく。これもまた、皆さんのほうで一度議論を願いたいというふうに思います。

今後も議論が続きますので、検討課題の現状分析については終わらせていただいて、2点目の取り組みの優先順位ということで、少し私のほうでまとめてきました。

これは8月にもう一度会議をさせていただきます。それまでに結論をいただきたいのが、予算決算委員会の中継の是非ですね。

それから、委員会の視察の報告、ホームページの掲載。これも7、8月で各委員会が視察に行きますので、この辺も掲載するのかどうかということ。

申し合わせがちょっとありますので急ぎますけど、少し間に合いませんので。

それから、議案の賛否の公開ですね。これも既にしておりますので、この辺も是非を少しお願いしたいと。

それから、議会改革の総会ができないだろうかという問題。これも、するとすれば10月ですので、9月議会が始まりますので、やるやらないというふうなご判断をいただきたい。これが一番急ぐものです。

それから、ロビーのテレビに予算決算を流すという問題、それから委員会視察をホームページに掲載するという問題、それから議案の賛否をホームページで公開する。議会改革推進会議の総会の場を設置したいという問題です。

その次に急ぎますが、予算内示会の検討の場です。これが2月20日には予算内示がありますので、少なくとも1月までにはこの方向性も出しておきたいと。特に急ぐのはそこら辺で、あとは一応25年度中というふうにさせていただいて、まだそこまできちっと優先順位を決めていませんので、とりあえず急ぐのは、13項目のうちの5項目ほどが、年内には解決していきたいということですので、よろしく願いをしたいと思います。

よろしいですかね。ちょっとそんな流れで。

櫻井議長。

○会長（櫻井清蔵君） 大井議長のときに市長に申し入れたと、ロビーの件。何かわけがあって市長が拒否したのか。何かわかってみえる。

○部会長（竹井道男君） 多分、ノーやね。

○会長（櫻井清蔵君） 経費の問題か、余り流してもらおうと都合が悪いというか、どっちなんやろう。経費の問題やったら……。

○部会長（竹井道男君） 金じゃないと思う。

○会長（櫻井清蔵君） 流してもらおうと都合悪いでやろうか。

○部会長（竹井道男君） だから当分、今、だからいろいろあるんで、ロビーで流したいということを出しているわけです。風穴をあけるという意味ですよ。まずロビーで流す。それによって市民は見られる。次のステップが今……。

○会長（櫻井清蔵君） 市長が嫌やと言ったやろう。

○部会長（竹井道男君） 市長がというと問題やけど、当局としては、そこまで完全には話はしていないと思いますけどね、中継までは。中継するなら議場でしかできなかったんで、当時はね。

宮崎委員。

○部会員（宮崎勝郎君） 私が副議長のときですが、正式に出していないと思う。

○部会長（竹井道男君） 議場でしかできないんで、そうなるよ、たしかそうでしたね。それで、ネットだけを流すというふうになったんだと思います。代表者会議でたしか整理しましたね。

櫻井議長。

○会長（櫻井清蔵君） ケーブルさえずうっと持ってきて、カメラをぼんと置いたらできるわけやろう、配線さえしたら。

○部会長（竹井道男君） そうそう、できるんです。

○会長（櫻井清蔵君） ここへこうずうっと線を引っ張ってきて、ここへちょこんとつけて、カメラをしたら、線だけの問題やろ。

○部会長（竹井道男君） 生で流すことと、一斉に見られるということやわな。その問題。

だから、次なるステップとしては、またここは何も出していませんけど、多分次の広聴広報なり、ここで考えるのは、よその議会がやっておるみたいにインターネットで全部生中継をやるぞと言えればいい。

そうすると、インターネットで生中継をやればケーブルもやらざるを得ないんで、次なるステップも考えながら、まずはロビーで放映をして、市民が見られる環境をつくっていくというところからやりたいなと。まず1つ崩れますよね、それで。崩れれば、次はケーブルで全世界にというふうに、当然これは要求はしていくだろうと。

一気に、当時も多分何か難しかったような記憶があるんで、ロビーは流そうかなという、今。

櫻井議長。

○会長（櫻井清蔵君） ロビーへ引っ張るためには、線さえ持っていけばいいんやろう。

○部会長（竹井道男君） 流せます。

○会長（櫻井清蔵君） 線さえ持ってきたら、ケーブルはともかく、線さえ持ってきたら、ここへ。

○部会長（竹井道男君） ロビーでは見られます。

○会長（櫻井清蔵君） ロビーでは見られるわけやな。

○部会長（竹井道男君） それは当局との調整が当然要りますけど。

宮崎委員。

○部会員（宮崎勝郎君） 検討部会やなしに、推進会議の中で方向性を決めて、議長が働きかけてもらう。これはもう私は筋やと思う。私が言うとかはでは、これは困ると思う。

○部会長（竹井道男君） じゃあもう一遍整理します。

8月にもう一度確認をさせていただきますので、8月の委員会で、各委員で流していいよという確認が出れば、当然議長のほうにお願いをして、当局のほうに調整をしていただく。ただ、一気にはなかなか難しいので、まずロビーから崩していこうと。ロビーが崩れれば市民が見られますので、次は市民の声を受けてケーブルでもという声があるとか、いろんなことができる。まずロビーで流すということを1つの方向としたいと。

多分気づいていなかったんですよ、ロビーで流れていませんわね。当然委員会は流していませんので、流せば初めての生中継としてロビーで見られますので、これから次のステップに入っていくと。これがオーケーなら、当然26年はケーブルで流すと、ここで議題に上げれば、ここに入れてしまえばまた議論になりますので、今度は議会改革推進会議なり議運で決定したということで、また議長が市長に言ってもらえればいいんで、まずちょっと実績をつくりたいという意味です。

櫻井議長。

○会長（櫻井清蔵君） 部会である程度了解を得られるのであれば、きょうここで決めてもらえやんかな。私からそう言うでさな、市長に。

○部会長（竹井道男君） 一応持ち帰ってやらんと、余り短兵急ではまずいで、手順は踏ませてほしいです。

宮崎委員。

○部会員（宮崎勝郎君） きょう決めても、推進会議で諮らんことには、これは私はだめやと思う。それで議長というものは、推進会議の会長が、議長同職ですので、申し入れてもらう。

○部会長（竹井道男君） もう一遍整理をさせていただきます。

一番最後に申し述べようと思ったんですけど、議会改革推進会議の検討部会で素案的なものをつくり上げていって、最終推進会議の総会か、物によっては議運にまたお願いをして、議運で最終結論をもらおう。ですから、そういう方向性が一個一個要るんだと思うんです、これね。

放映に関しては、ちょっと記憶がないんですけど、過去が議運でしたら、議運の開会前に委員会を開かなあきませんね、そうなる。議運で最終結論を出していただいて、それをもって議長から市長にお願いをすると。

ですから、22日が議運ですので、21日でも会議を開けば、方向性を出して、下準備は今事務局には言っておりますので、下準備はしていますので、結論をここで出し、さらに議運でオーケーとなれば行けると思います。手順はちょっと踏ませてもらうと思います。

（発言する者あり）

○部会長（竹井道男君） 議会運営ですので、議運できちっと確認しておかないと、これからインターネットの生中継の問題とかもさまざま出てきますので、今後は、やっぱりどこが最終結論を出す委員会なのかということは、整理をしておきたい。

さっき鈴木委員がおっしゃいましたように、どのところで決めるんだというのも今まで曖昧なところもあるんで、そこを決めさせていただこうと。

じゃあもう一遍整理させてもらいます。

ですから、今言った5項目の方向性を早く出したいので、次回の8月には各会派のご意見を頂戴したい。方向性が出れば、特にロビーの予算決算の中継に関しては、前のときも議運で最終確認をしているということですので、議運にお願いをすると、その最終確認をですね。ということにさせていただこうというふうに思います。それから議長から市長のほうに要請、それは多分局長から部長でいいと思いますが、議長から市長に言うほどではないと思いますので、事務局から当局のほうにその動きをしてもらおうというふうに考えております。

それから、先ほど申しましたが、議論の仕方としては、ここできっちり最後まで面倒見るものと、ある程度方向性が出れば所管するまた別の委員会に振って、そこで最終の確認をきっちりしていくと。そうしないと、全部ここでやってしまいますと、議運も要らなくなりますので、だから代表者会議とか議運とか、そういう委員会にもう一度委ねて、最後の結論をそこできっちり出していただくというふうに考えております。

そんな方向性でやらさせていただきますので、早急にさっき言いました5点ほど、また方向性の確認をさせていただきます。よろしゅうございますかね。

（「はい」の声あり）

○部会長（竹井道男君） じゃあ、次回の日程は、そういうことだと22日の議運の前にやらないと議運の議論ができませんので、いつがよろしいでしょうか。

(日程調整)

○部会長(竹井道男君) そうしたら、一応19日の午後ということで、もう一遍時間は調整させてもらいますけど、お願いをします。

そして確認できれば、議運にも間に合いますし、もし推進会議で確認するというのであれば20日にも使えるということで、特にロビーの放映と、一緒に総会の開催も結論をいただけますかね。10月の総会開催も結論いただければ、早くこれも終わりますので。

服部副部会長。

○副部会長(服部孝規君) 総会という呼び名はおかしいかわからん。代議制のところ、会員を全部集めるのが総会やで、全員でやっておるやつを全員が出てくるだけのことやで、何か違う名前にせんと、総会という言い方は一般的にはおかしいわな。

というか、推進会議の項目の中に入れたらあかんの、年1回の報告を。

○部会長(竹井道男君) 規程を変えるだけでいい。

○副部会長(服部孝規君) 報告をするものとするとか、年1回報告するという。ふだんは代議制で少人数でやっておいて、全員を集めるのが総会やで、総会という言い方はおかしいと思う。

○部会長(竹井道男君) 規程を変えるだけです、10月に定例か何か、年1回の活動の場を設けるとか入れれば済むんですが、あとは随時議長の判断で開催できます。要は規程を変えるだけです、名称云々は。

2つだけは、申しわけありませんが、8月19日にロビーと、年1回の報告の場を設けるというだけ決めていただければ10月にできますし、20日にも対応可能ですし、22日の議運も可能と。

9月議会も始まりますので、それまでにきょうお渡ししたこの内容で何かご意見があったり、この辺の方向性を入れてくれというのがあれば、随時事務局のほうに言っていただいて構いませんので、事務局にいただいた意見をまた私と服部副部会長と調整をしてここに入れさせていただきますので、お気づきの点があれば、いつでも渡邊室長のほうに言ってください。議論する内容とか、対応内容とか、構いませんので。

きょうも大分出ましたけど、お気づきの点があれば言ってください。またどんどん入れますので、だから積み上げるというふうになっていますので。それから、資料の足りるところは用意させていただきますので、その辺もこんな資料が要るといことがあれば、またそれも申し出てください。また資料も集めさせていただきます。

ちょうど時間も12時になりましたので、25年度に入りまして初めての本格的な議論になりましたけど、大分きょう、いろんなご意見を頂戴しました。また、この流れの中で25年度中に解決するものはまだまだありますし、26年度の方もたっぷり残っておりますので、ぜひまたご議論をお願いして、第13回の検討部会を終了させていただきます。どうもありがとうございました。

午前11時58分 閉会

この会議録は正当であることを認め、ここに署名する。

平成 25 年 7 月 26 日

議会改革推進会議部会長 竹 井 道 男